

第34回下関市都市計画審議会議事概要	
日 時	令和8年1月19日（月）14時00分～15時00分
場 所	下関市役所 西棟5階 大会議室
議 案	議案第1号 山口県が定める下関都市計画に関する市の意見について （下関都市計画道路の変更） 議案第2号 下関都市計画道路の変更について 議案第3号 下関都市計画下水道の変更について 議案第4号 下関北都市計画下水道の変更について
出席者（委員）	
	○委員 17名中出席12名

議事概要

■議案第1号・第2号（一括審議）

○委員

国道の拡幅工事により、国道の渋滞解消はもちろんのこと、印内西交差点の市道からの出入りがスムーズになった。中土居交差点も隅切りを拡幅し、市道からスムーズに出入りできるよう整備をお願いしたい。

〈異議なし〉

■議案第3号・第4号（一括審議）

〈異議なし〉

以 上

下 都 第 3 0 2 7 号
令和7年(2025年)12月15日

下関市都市計画審議会会長 様

下関市長 前田 晋太郎

山口県が定める下関都市計画に関する市の意見について（諮問）

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、山口県知事から意見を求められましたので、下関市の意見形成のため貴会の意見を求めます。

記

下関都市計画道路の変更（山口県決定）

下関都市計画道路の変更（山口県決定）

都市計画道路中 3・3・9 長府綾羅木線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・3・9	長府綾羅木線	下関市 長府印内町	下関市 稗田西町	下関市 秋根南町 一丁目	約 7,220m	地表式	4車線	25m	JR 山陽新幹線と立体交差 1 箇所 JR 山陽本線と立体交差 1 箇所 JR 山陰本線と立体交差 1 箇所 中国自動車道と立体交差 1 箇所 幹線街路 3・3・7 下関駅福江線 と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 8 箇所		
	幅員の内訳		22m			約 1,970m						
			25m			約 2,650m						
			27m			約 1,800m						
			32m			約 800m						
なお、長府安養寺一丁目～勝谷新町一丁目に延長約 1,130m 幅員 11.5m～45m の取付部を設ける。												

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・3・9 長府綾羅木線

本路線は、下関市長府印内町から広域交通拠点である JR 新下関駅周辺を經由し、同市稗田西町に至る、市中央部を東西に連絡する都市内骨格道路に位置付けられる幹線街路であり、昭和 21 年に都市計画決定されています。

このたび、下関市長府の印内交差点から滑石交差点に至る区間の道路事業に際し、詳細な調査・設計の実施により、道路線形や道路構造の見直しが必要となったため、区域の一部を変更しようとするものです。

新 旧 対 照 表

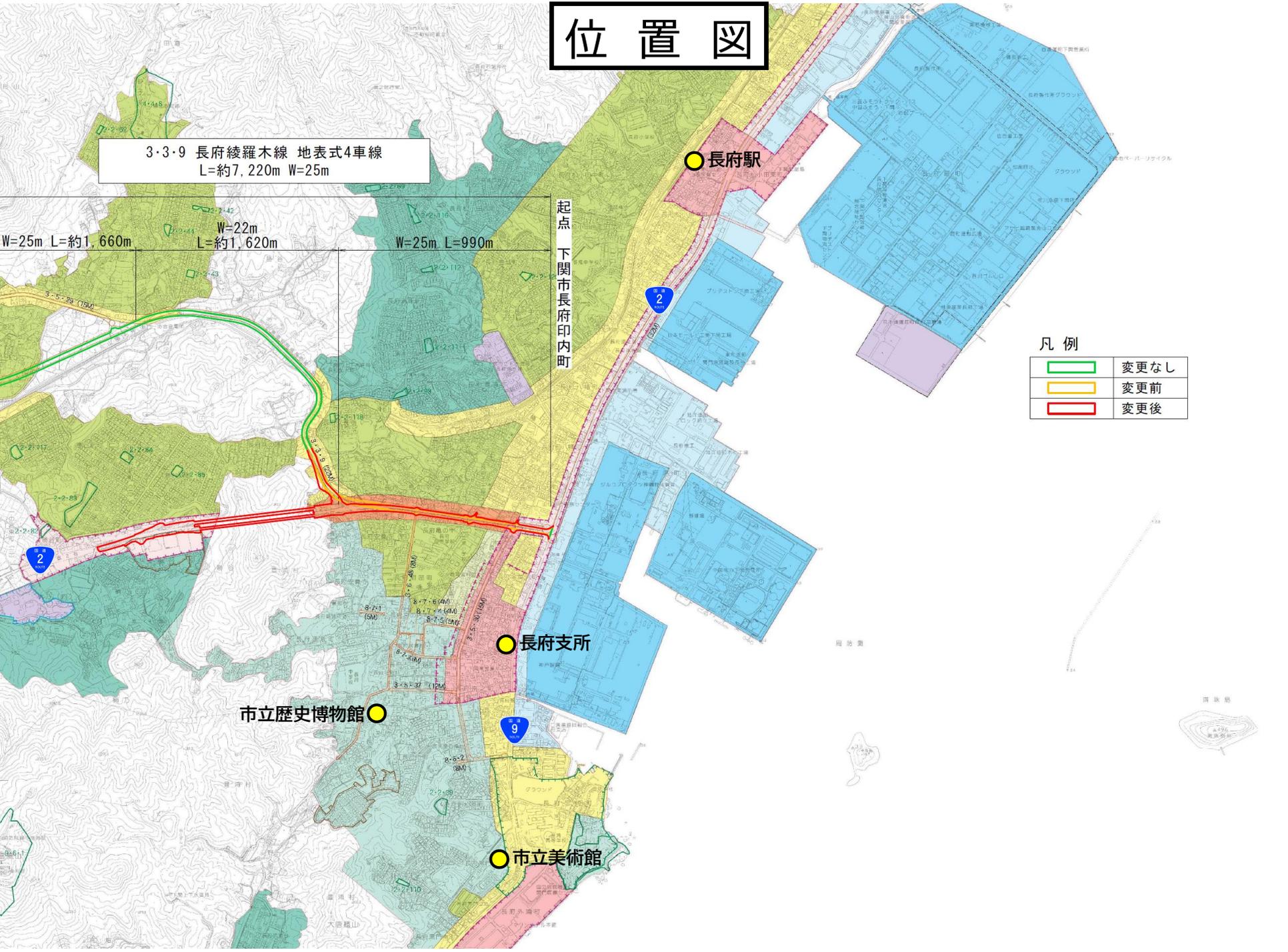
新 旧	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考					
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造						
旧	幹 線 街 路	3・3・9	長府綾羅木線	下 関 市 長 府 印 内 町	下 関 市 稗 田 西 町	下 関 市 秋 根 南 町 一 丁 目	約 7,180m	地表式	4 車線	22m	JR 山陽新幹線と立体交差1箇所 JR 山陽本線と立体交差1箇所 JR 山陰本線と立体交差1箇所 中国自動車道と立体交差1箇所 幹線街路3・3・7 下関駅福江線 と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差8箇所						
													幅員の内訳			22m	約 2,920m
													幅員の内訳			25m	約 1,660m
													幅員の内訳			27m	約 1,800m
													幅員の内訳			32m	約 800m
新	幹 線 街 路	3・3・9	長府綾羅木線	下 関 市 長 府 印 内 町	下 関 市 稗 田 西 町	下 関 市 秋 根 南 町 一 丁 目	約 7,220m	地表式	4 車線	25m	JR 山陽新幹線と立体交差1箇所 JR 山陽本線と立体交差1箇所 JR 山陰本線と立体交差1箇所 中国自動車道と立体交差1箇所 幹線街路3・3・7 下関駅福江線 と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差8箇所						
													幅員の内訳			22m	約 1,970m
													幅員の内訳			25m	約 2,650m
													幅員の内訳			27m	約 1,800m
													幅員の内訳			32m	約 800m
なお、長府安養寺一丁目～勝谷新町一丁目に延長約1,130m 幅員11.5m～45mの取付部を設ける。																	

位置図

3・3・9 長府綾羅木線 地表式4車線
L=約7,220m W=25m

W=25m L=約1,660m
W=22m L=約1,620m
W=25m L=990m

起点 下関市長府印内町

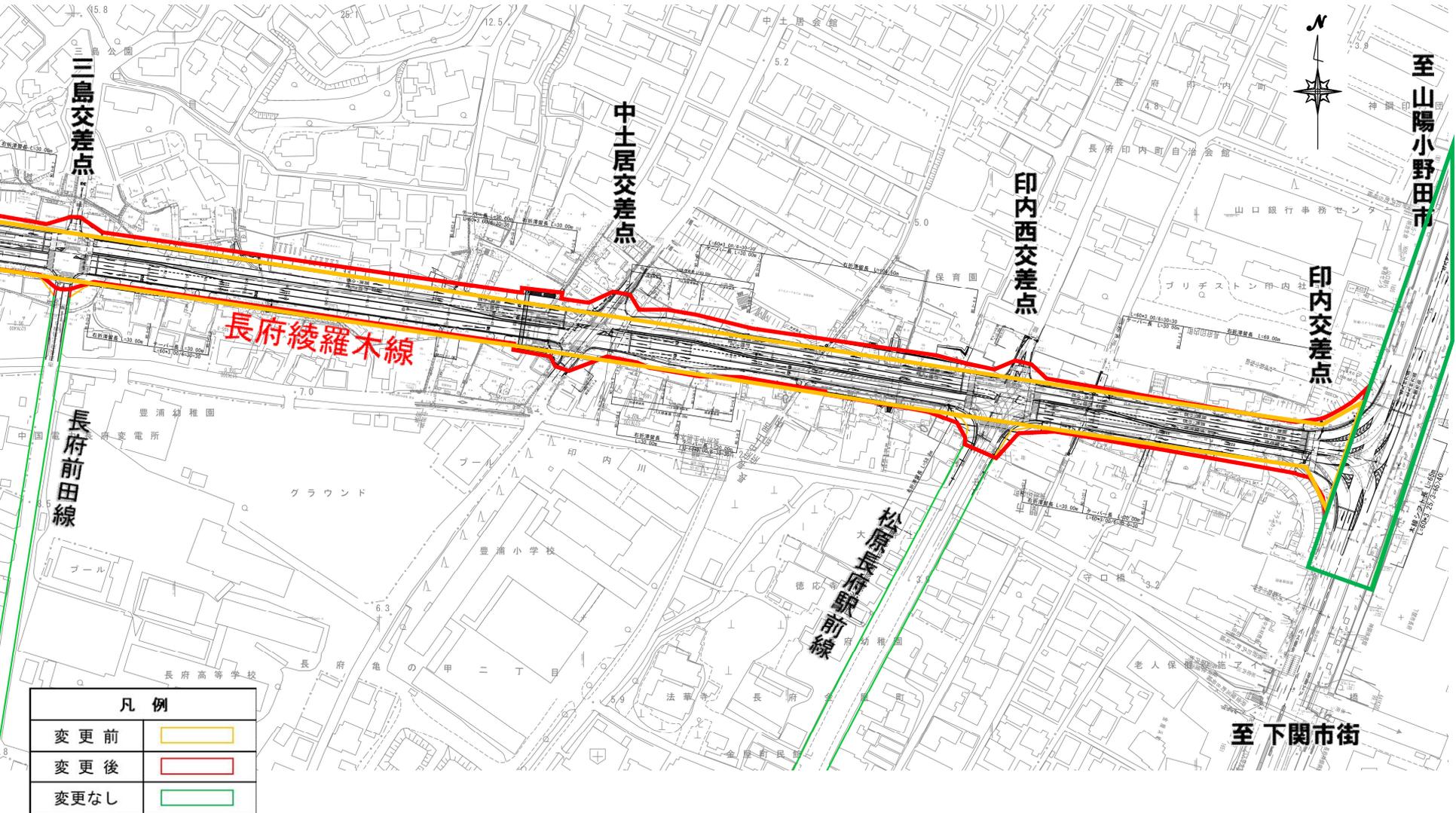


凡例

	変更なし
	変更前
	変更後

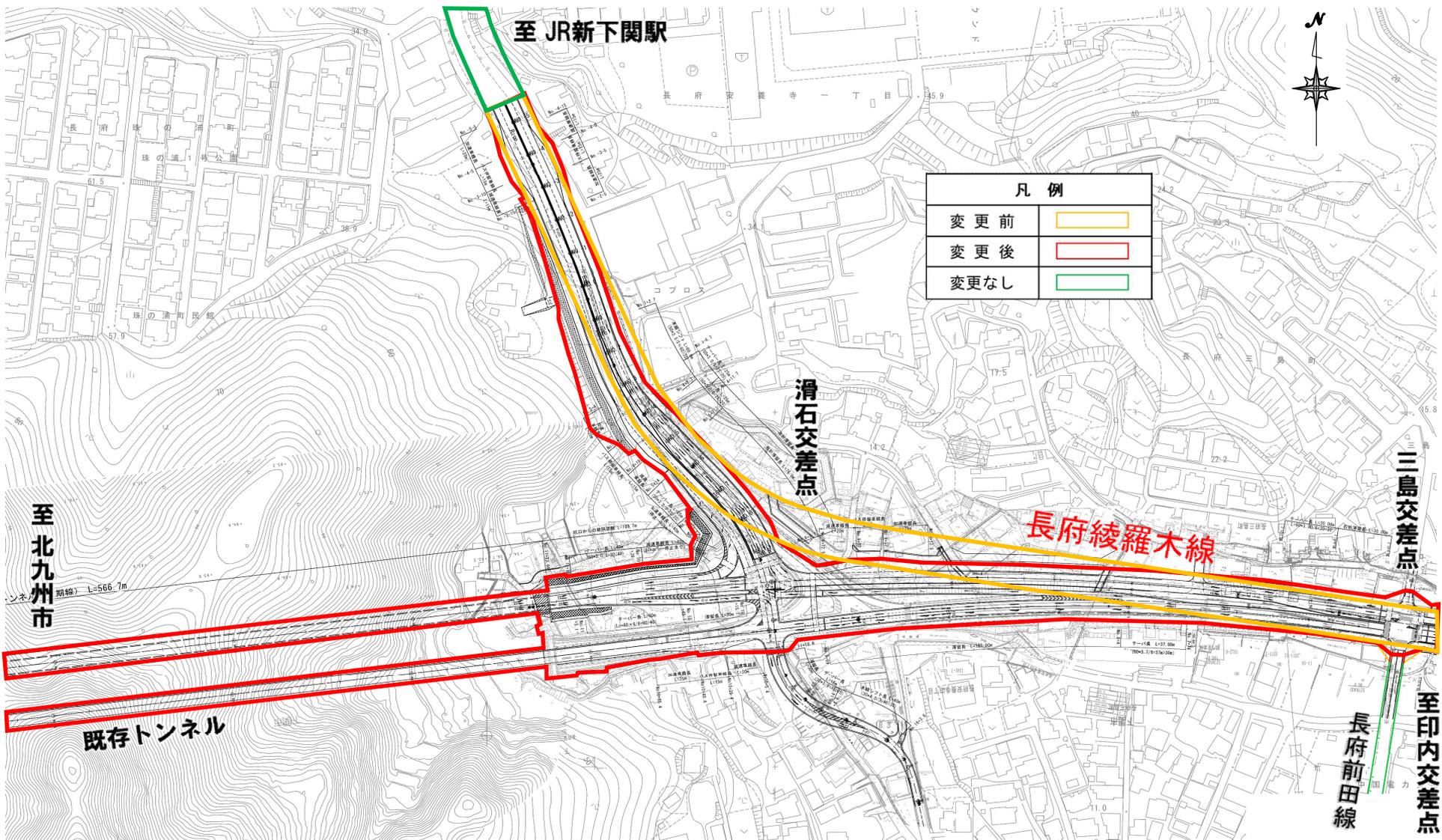
3・3・9 長府綾羅木線の区域の変更図(1/3)

印内交差点～三島交差点

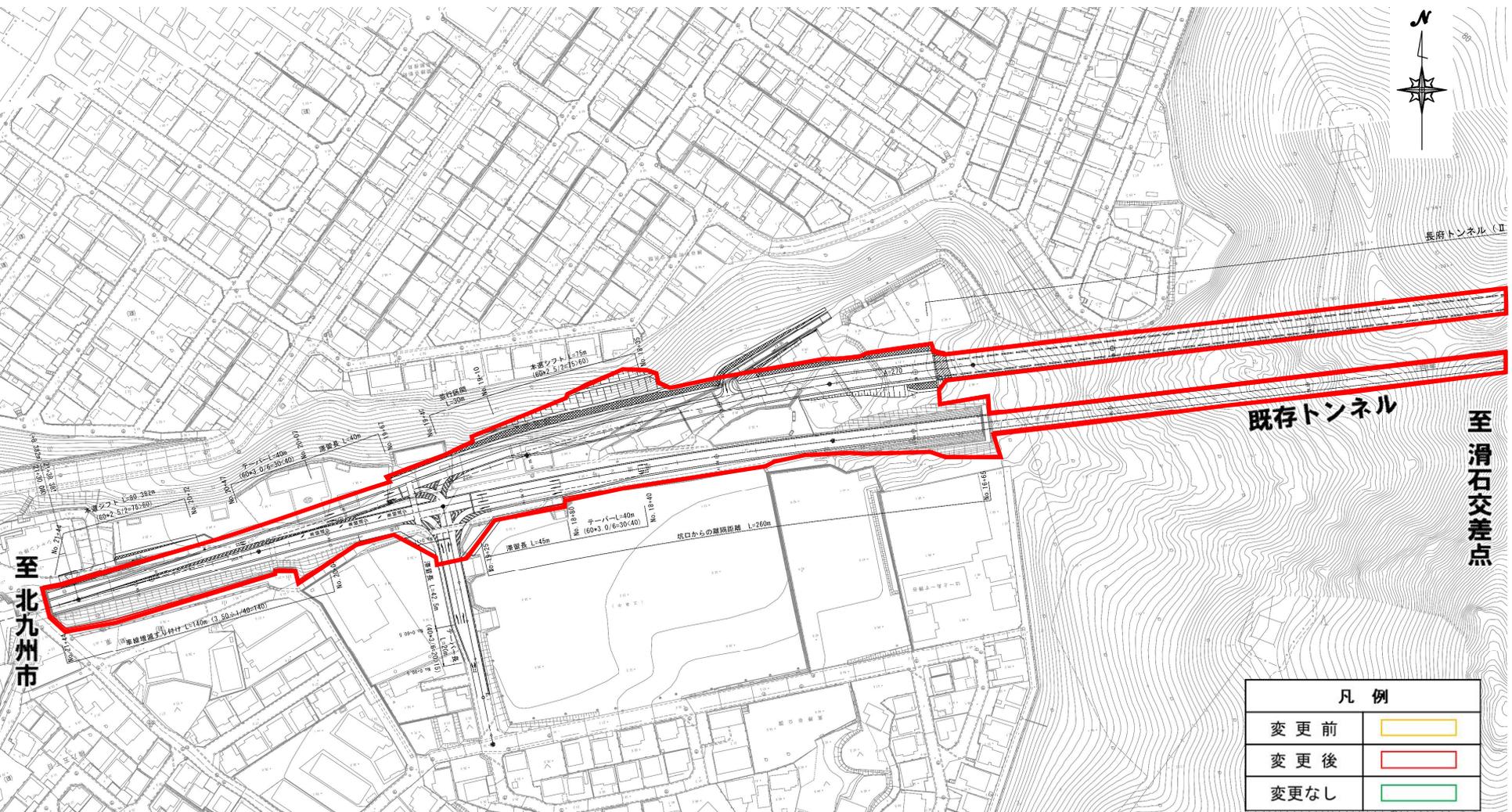


3・3・9 長府綾羅木線の変更図(2/3)

三島交差点～滑石交差点(長府トンネル)



3・3・9 長府綾羅木線の変更図(3/3) 長府トンネル(勝谷側)



下 都 第 3 0 2 8 号
令和7年(2025年)12月15日

下関市都市計画審議会会長 様

下関市長 前田 晋太郎

下関都市計画道路の変更について (諮問)

下記のとおり、都市計画道路を変更することについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

下関都市計画道路の変更 (下関市決定)

下関都市計画道路の変更（下関市決定）

都市計画道路中 3・5・30 松原長府駅前線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・30	松原長府駅前線	下関市長府松原町	下関市長府印内町	下関市長府中浜町	約 1,330m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差2箇所	
	3・6・48	長府前田線	下関市長府三島町	下関市長府野久留米町	下関市長府宮の内町	約 1,270m	地表式	—	8m	幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

【3・5・30 松原長府駅前線】

本路線は、下関市長府松原町から同市長府中浜町を經由し、同市長府印内町に至る幹線街路として、平成 16 年（2004 年）に都市計画変更されています。

このたび、3・3・9 長府綾羅木線の都市計画変更に伴い、交差点形状が変更となるため、区域の一部を変更しようとするものです。

【3・6・48 長府前田線】

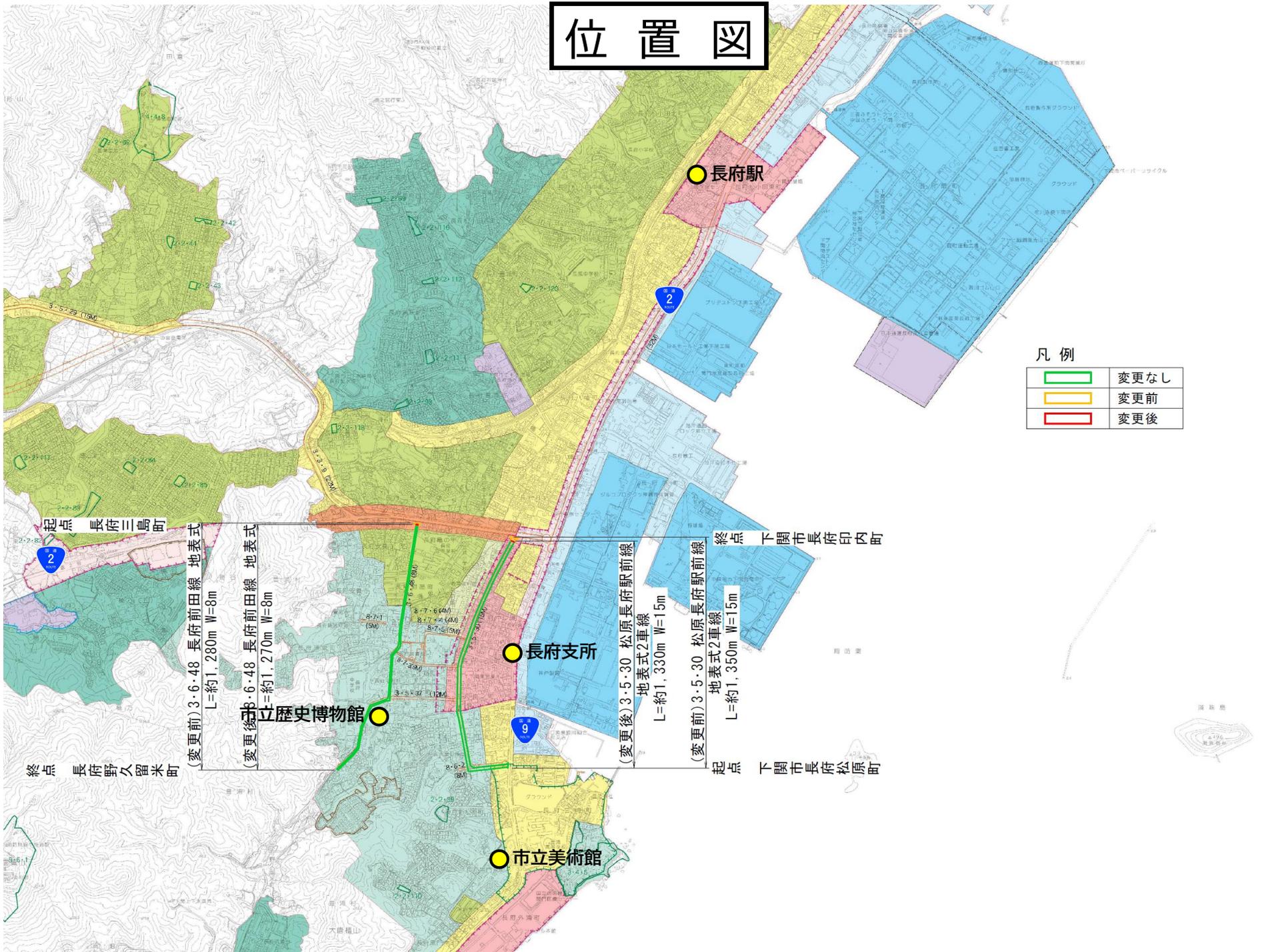
本路線は、下関市長府三島町から同市長府宮の内町を經由し、同市長府野久留米町に至る幹線街路として、昭和 53 年（1978 年）に都市計画変更されています。

このたび、3・3・9 長府綾羅木線の都市計画変更に伴い、交差点形状が変更となるため、区域の一部を変更しようとするものです。

新 旧 対 照 表

新 旧	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹 線 街 路	3・5・30	松原長府 駅前線	下関市 長府松原町	下関市 長府印内町	下関市 長府中浜町	約 1,350m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差2箇所	
新	幹 線 街 路	3・5・30	松原長府 駅前線	下関市 長府松原町	下関市 長府印内町	下関市 長府中浜町	約 1,330m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差2箇所	
旧	幹 線 街 路	3・6・48	長府前田線	豊浦村字蹄	豊浦村字清水	豊浦村字田中	約 1,280m	地表式	—	8m	幹線街路と平面交差2箇所	
新	幹 線 街 路	3・6・48	長府前田線	下関市 長府三島町	下関市 長府野久留米町	下関市 長府宮の内町	約 1,270m	地表式	—	8m	幹線街路と平面交差2箇所	

位置図



凡例

	変更なし
	変更前
	変更後

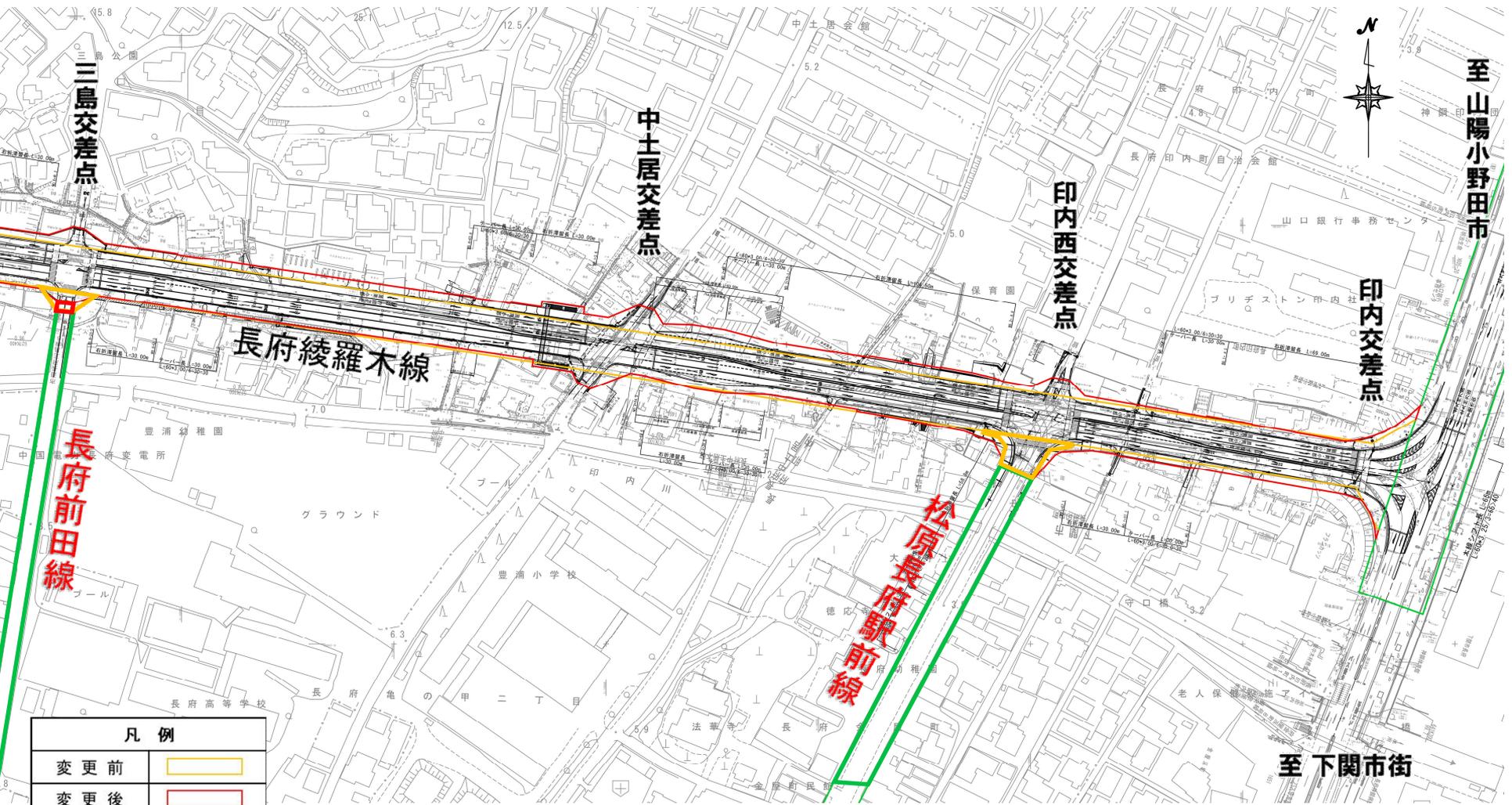
起点 長府三嶋町
 終点 長府野久留米町
 (変更前) 3・6・48 長府前田線 地表式
 L=約1,280m W=8m
 (変更後) 3・6・48 長府前田線 地表式
 L=約1,270m W=8m

起点 下関市長府松原町
 終点 下関市長府印内町
 (変更前) 3・5・30 松原長府駅前線
 地表式2車線
 L=約1,330m W=15m
 (変更後) 3・5・30 松原長府駅前線
 地表式2車線
 L=約1,350m W=15m



3・5・30 松原長府駅前線の区域の変更図

3・6・48 長府前田線の区域の変更図



凡例	
変更前	
変更後	
変更なし	

下 都 第 3 1 9 3 号
令和7年(2025年)12月26日

下関市都市計画審議会会長 様

下関市長 前田 晋太郎

下関都市計画下水道の変更について (諮問)

下記のとおり、都市計画下水道を変更することについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

下関都市計画下水道排水区域の変更 (下関市決定)

下関都市計画下水道の変更（下関市決定）

都市計画下関市公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称 下関市公共下水道

2. 排水区域

排水区域は総括図表示のとおり。ただし、排水区域は、概ねの区域を表示するものであり、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定められた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。

(備考)

面積 約 5,064ha	分流汚水 約 5,063ha	筋ヶ浜処理区	約	723ha
		彦島処理区	約	793ha
		山陰処理区	約	2,229ha
		山陽処理区	約	1,318ha
	分流雨水 約 5,064ha	筋ヶ浜処理区	約	713ha
		彦島処理区	約	793ha
		山陰処理区	約	2,206ha
		山陽処理区	約	1,352ha

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
垢田污水 1 号幹線	下関市大字垢田字洞の上	下関市垢田町五丁目	山陰処理区
綾羅木圧送幹線	下関市垢田町五丁目	下関市古屋町二丁目	山陰処理区
安岡綾羅木污水幹線	下関市古屋町二丁目	下関市綾羅木本町四丁目	山陰処理区
長府污水幹線	下関市乃木浜二丁目	下関市玉司本町二丁目	山陽処理区

「区域は総括図表示のとおり」

その他施設

名 称	位 置	備 考
第 1 中継ポンプ場	下関市南部町	敷地面積 約 240 m ² 筋ヶ浜処理区
第 3 中継ポンプ場	下関市上新地町五丁目	敷地面積 約 630 m ² 筋ヶ浜処理区
小門中継ポンプ場	下関市伊崎町二丁目	敷地面積 約 10 m ² 筋ヶ浜処理区
伊崎中継ポンプ場	下関市伊崎町一丁目	敷地面積 約 90 m ² 筋ヶ浜処理区
筋ヶ浜中継ポンプ場	下関市筋ヶ浜町	敷地面積 約 220 m ² 筋ヶ浜処理区
筋川中継ポンプ場	下関市筋川町	敷地面積 約 1,200 m ² 筋ヶ浜処理区
竹崎中継ポンプ場	下関市竹崎町四丁目	敷地面積 約 410 m ² 筋ヶ浜処理区
田の首中継ポンプ場	下関市彦島田の首町一丁目	敷地面積 約 250 m ² 彦島処理区
福浦中継ポンプ場	下関市彦島福浦町一丁目	敷地面積 約 810 m ² 彦島処理区
竹ノ子島中継ポンプ場	下関市彦島竹ノ子島町	敷地面積 約 490 m ² 彦島処理区
南風泊中継ポンプ場	下関市彦島西山町四丁目	敷地面積 約 830 m ² 彦島処理区
西山中継ポンプ場	下関市彦島迫町二丁目	敷地面積 約 800 m ² 彦島処理区

弟子待中継ポンプ場	下関市彦島弟子待町二丁目	敷地面積	約 410 m ²	彦島処理区
本村中継ポンプ場	下関市彦島本村町三丁目	敷地面積	約 770 m ²	彦島処理区
本村第2中継ポンプ場	下関市彦島老町二丁目	敷地面積	約 20 m ²	彦島処理区
江の浦中継ポンプ場	下関市彦島江の浦町一丁目	敷地面積	約 450 m ²	彦島処理区
塩浜中継ポンプ場	下関市彦島塩浜町四丁目	敷地面積	約 120 m ²	彦島処理区
武久中継ポンプ場	下関市武久町二丁目	敷地面積	約 1,400 m ²	山陰処理区
宮の下中継ポンプ場	下関市幡生宮の下町	敷地面積	約 480 m ²	山陰処理区
新垢田中継ポンプ場	下関市新垢田北町	敷地面積	約 380 m ²	山陰処理区
綾羅木中継ポンプ場	下関市古屋町二丁目	敷地面積	約 2,600 m ²	山陰処理区
吉見中継ポンプ場	下関市吉見本町一丁目	敷地面積	約 1,050 m ²	山陰処理区
王喜中継ポンプ場	下関市木屋川南町四丁目	敷地面積	約 790 m ²	山陽処理区
小月排水ポンプ場	下関市大字清末字大新田	敷地面積	約 1,680 m ²	山陽処理区
小月啓作排水ポンプ場	下関市小月南町	敷地面積	約 2,410 m ²	山陽処理区
筋ヶ浜終末処理場	下関市伊崎町二丁目	敷地面積	約 28,700 m ²	筋ヶ浜処理区
彦島終末処理場	下関市彦島福浦町一丁目	敷地面積	約 61,000 m ²	彦島処理区
山陰終末処理場	下関市大字垢田字洞の上	敷地面積	約 132,900 m ²	山陰処理区
山陽終末処理場	下関市乃木浜二丁目	敷地面積	約 80,000 m ²	山陽処理区

「区域は総括図表示のとおり」

変更理由

下関都市計画公共下水道は、昭和 33 年から中心市街地を対象に事業を開始して以来、現在、ポンプ場 25 箇所と処理場 4 箇所が稼働し、鋭意整備を進めているところです。

こうした中、下関市では持続可能な行政サービスを提供するため、令和 5 年度に「下関市汚水処理施設整備構想」の見直しを行い、公共下水道計画区域を縮小する方針としました。

以上の経緯から、公共下水道の排水区域を変更しようとするものです。

新旧対照表

1. 下水道の名称

変更なし

2. 排水区域

旧新	排水区域			
旧	<p>排水区域は総括図表示のとおり。ただし、排水区域は、概ねの区域を表示するものであり、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定められた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。</p> <p>(備考)</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="313 654 537 694">面積 約 5,303ha</td> <td data-bbox="616 654 918 734"> 〔分流汚水 約 5,303ha 分流雨水 約 5,303ha </td> <td data-bbox="952 654 1377 813"> 〔筋ヶ浜処理区 約 723ha 彦島処理区 約 793ha 山陰処理区 約 2,332ha 山陽処理区 約 1,455ha </td> </tr> </table>	面積 約 5,303ha	〔分流汚水 約 5,303ha 分流雨水 約 5,303ha	〔筋ヶ浜処理区 約 723ha 彦島処理区 約 793ha 山陰処理区 約 2,332ha 山陽処理区 約 1,455ha
面積 約 5,303ha	〔分流汚水 約 5,303ha 分流雨水 約 5,303ha	〔筋ヶ浜処理区 約 723ha 彦島処理区 約 793ha 山陰処理区 約 2,332ha 山陽処理区 約 1,455ha		
新	<p>排水区域は総括図表示のとおり。ただし、排水区域は、概ねの区域を表示するものであり、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定められた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。</p> <p>(備考)</p> <table border="0"> <tr> <td data-bbox="313 989 537 1029">面積 約 5,064ha</td> <td data-bbox="616 973 918 1236"> 〔分流汚水 約 5,063ha 分流雨水 約 5,064ha </td> <td data-bbox="952 973 1377 1390"> 〔筋ヶ浜処理区 約 723ha 彦島処理区 約 793ha 山陰処理区 約 2,229ha 山陽処理区 約 1,318ha 筋ヶ浜処理区 約 713ha 彦島処理区 約 793ha 山陰処理区 約 2,206ha 山陽処理区 約 1,352ha </td> </tr> </table>	面積 約 5,064ha	〔分流汚水 約 5,063ha 分流雨水 約 5,064ha	〔筋ヶ浜処理区 約 723ha 彦島処理区 約 793ha 山陰処理区 約 2,229ha 山陽処理区 約 1,318ha 筋ヶ浜処理区 約 713ha 彦島処理区 約 793ha 山陰処理区 約 2,206ha 山陽処理区 約 1,352ha
面積 約 5,064ha	〔分流汚水 約 5,063ha 分流雨水 約 5,064ha	〔筋ヶ浜処理区 約 723ha 彦島処理区 約 793ha 山陰処理区 約 2,229ha 山陽処理区 約 1,318ha 筋ヶ浜処理区 約 713ha 彦島処理区 約 793ha 山陰処理区 約 2,206ha 山陽処理区 約 1,352ha		

3. 下水管渠
変更なし

4. その他施設
変更なし

下 都 第 3 1 9 4 号
令和7年(2025年)12月26日

下関市都市計画審議会会長 様

下関市長 前田 晋太郎

下関北都市計画下水道の変更について (諮問)

下記のとおり、都市計画下水道を変更することについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

下関北都市計画下水道排水区域の変更 (下関市決定)

下関北都市計画下水道の変更（下関市決定）

都市計画下関市公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称 下関市公共下水道

2. 排水区域

排水区域は総括図表示のとおり。ただし、排水区域は、概ねの区域を表示するものであり、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定められた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。

(備考)

面積 約 319ha

分流汚水 約 290ha	川棚小串処理区 約 290ha
分流雨水 約 312ha	川棚小串処理区 約 312ha

3. 下水管渠

名 称	位 置		備 考
	起 点	終 点	
放流渠	下関市豊浦町大字川棚字曲田	下関市豊浦町大字川棚字曲田	

「区域は総括図表示のとおり」

4. その他施設

名 称	位 置	備 考
豊浦中部浄化センター	下関市豊浦町大字川棚字汐入 下関市豊浦町大字川棚字国重 下関市豊浦町大字川棚字曲田	敷地面積 28,600 m ² 川棚小串処理区

「区域は総括図表示のとおり」

変更理由

下関北都市計画公共下水道は、平成 5 年度に中心市街地を含む 296ha を都市計画決定し、その後、平成 10 年度及び平成 13 年度、平成 18 年度に区域拡大を行い、現在 418ha を排水区域と定め、鋭意整備を進めているところです。

こうした中、下関市では持続可能な行政サービスを提供するため、令和 5 年度に「下関市汚水処理施設整備構想」の見直しを行い、公共下水道計画区域を縮小する方針としました。

以上の経緯から、公共下水道の排水区域を変更しようとするものです。

新旧対照表

1. 下水道の名称

変更なし

2. 排水区域

旧新	排水区域								
旧	<p>排水区域は総括図表示のとおり。ただし、排水区域は、概ねの区域を表示するものであり、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定められた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。</p> <p>(備考)</p> <p>面積 約 418ha</p> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">分流汚水</td> <td style="padding: 0 5px;">約 418ha</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">川棚小串処理区</td> <td style="padding: 0 5px;">約 418ha</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">分流雨水</td> <td style="padding: 0 5px;">約 418ha</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;"></td> <td style="padding: 0 5px;"></td> </tr> </table>	分流汚水	約 418ha	川棚小串処理区	約 418ha	分流雨水	約 418ha		
分流汚水	約 418ha	川棚小串処理区	約 418ha						
分流雨水	約 418ha								
新	<p>排水区域は総括図表示のとおり。ただし、排水区域は、概ねの区域を表示するものであり、「農業振興地域の整備に関する法律」第8条第1項に基づき定められた農業振興地域整備計画における「農用地区域」は含まない。</p> <p>(備考)</p> <p>面積 約 319ha</p> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">分流汚水</td> <td style="padding: 0 5px;">約 290ha</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">川棚小串処理区</td> <td style="padding: 0 5px;">約 290ha</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">分流雨水</td> <td style="padding: 0 5px;">約 312ha</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">川棚小串処理区</td> <td style="padding: 0 5px;">約 312ha</td> </tr> </table>	分流汚水	約 290ha	川棚小串処理区	約 290ha	分流雨水	約 312ha	川棚小串処理区	約 312ha
分流汚水	約 290ha	川棚小串処理区	約 290ha						
分流雨水	約 312ha	川棚小串処理区	約 312ha						

3. 下水管渠

変更なし

4. その他施設

変更なし

下関北都市計画総括図

(汚水)

凡例 LEGEND	
都市計画区域界 LIMITS OF CITY PLANNING AREA	
地区地	
ZONING DISTRICTS	
	第1種中高層住居専用地域 OVERSEAS RESIDENTIAL DISTRICT
	第1種住居地域 CATEGORY 1 RESIDENTIAL DISTRICT
	第2種住居地域 CATEGORY 2 RESIDENTIAL DISTRICT
	近隣商業地域 NEIGHBORHOOD COMMERCIAL DISTRICT
	商業地域 COMMERCIAL DISTRICT
	準工業地域 QUASI-INDUSTRIAL DISTRICT
	準防火地域 QUASI-FIRE PROTECTION DISTRICT
	特別工業地区 SPECIAL INDUSTRIAL ZONE
	大規模集客施設制限地区 SPECIAL LAND USE ZONE
	地区計画 DISTRICT PLANNING
都市施設 URBAN FACILITIES	
	都市計画道路 CITY PLANNING ROAD
	都市計画公園 CITY PLANNING PARK
	下水道終末処理場 SEWERAGE TREATMENT PLANT
	火葬場 CREMATORIUM
	ごみ処理場 INCINERATION PLANT

(注) 下関北都市計画区域内の用途地域の指定のない区域は「特定用途制限地域」の指定あり

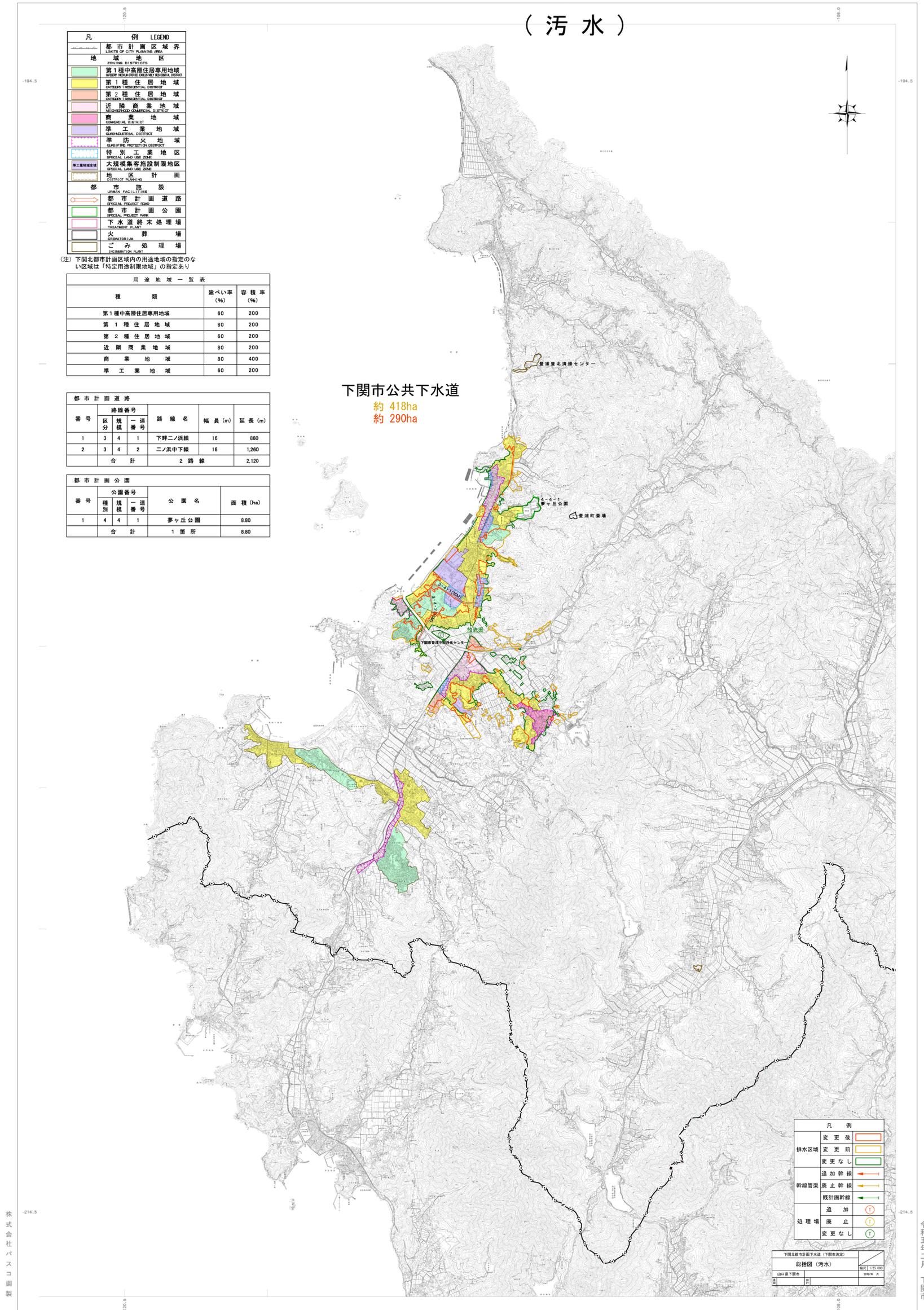
用途地域一覧表		
種類	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
第1種中高層住居専用地域	60	200
第1種住居地域	60	200
第2種住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
商業地域	80	400
準工業地域	60	200

都市計画道路						
番号	区分	規模	一連番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)
1	3	4	1	下群二ノ浜線	16	960
2	3	4	2	二ノ浜中下線	16	1,260
合計				2路線		2,120

都市計画公園					
番号	種別	公園番号	規模	一連番号	面積 (ha)
1	4	4	1	夢ヶ丘公園	8.80
合計				1箇所	8.80

下関市公共下水道

約 418ha
約 290ha



凡例	
排水区域	変更後
	変更前
	変更なし
幹線管渠	追加幹線
	廃止幹線
	既計画幹線
処理場	追加
	廃止
	変更なし

下関北都市計画下水道 (下関市決定)	
山口市管轄	面積 (ha)
計	計

株式会社
バスコ
調製

令和五年二月
下関市

「この図面に表示する都市計画の位置および区域は、おおむねの場所を表示するものであり、詳細は下関市都市整備部都市計画課に備え付けてあります。」

1:25,000



本図は平成22年3月作成の下関市基本図1:2,500を縮小編纂したものである。
図例 第1系「原標値は世界測地系に対応」
等高線間隔 10m

「この図面は、国土交通省の承認を得て、同部省の測量法に基づき作成されたものである。」
(測量番号) 平21 中公 第136号

下関北都市計画総括図

(雨水)

凡例 LEGEND	
都市計画区域界 LIMITS OF CITY PLANNING AREA	
地域地区 ZONING DISTRICTS	
	第1種中高層住居専用地域 GROUP 1 HIGH-RISE RESIDENTIAL DISTRICT
	第1種住居地域 GROUP 1 RESIDENTIAL DISTRICT
	第2種住居地域 GROUP 2 RESIDENTIAL DISTRICT
	近隣商業地域 NEIGHBORHOOD COMMERCIAL DISTRICT
	商業地域 COMMERCIAL DISTRICT
	準工業地域 QUASI-INDUSTRIAL DISTRICT
	準防火地域 QUASI-FIRE RESTRICTION DISTRICT
	特別工業地区 SPECIAL INDUSTRIAL ZONE
	大規模集客施設制限地区 SPECIAL LAND USE ZONE
	地区計画 DISTRICT PLANNING
都市施設 URBAN FACILITIES	
	都市計画道路 CITY PLANNING ROAD
	都市計画公園 CITY PLANNING PARK
	下水道終末処理場 SEWERAGE TREATMENT PLANT
	火葬場 INCINERATOR
	ごみ処理場 WASTE TREATMENT PLANT

(注) 下関北都市計画区域内の用途地域の指定のない区域は「特定用途制限地域」の指定あり

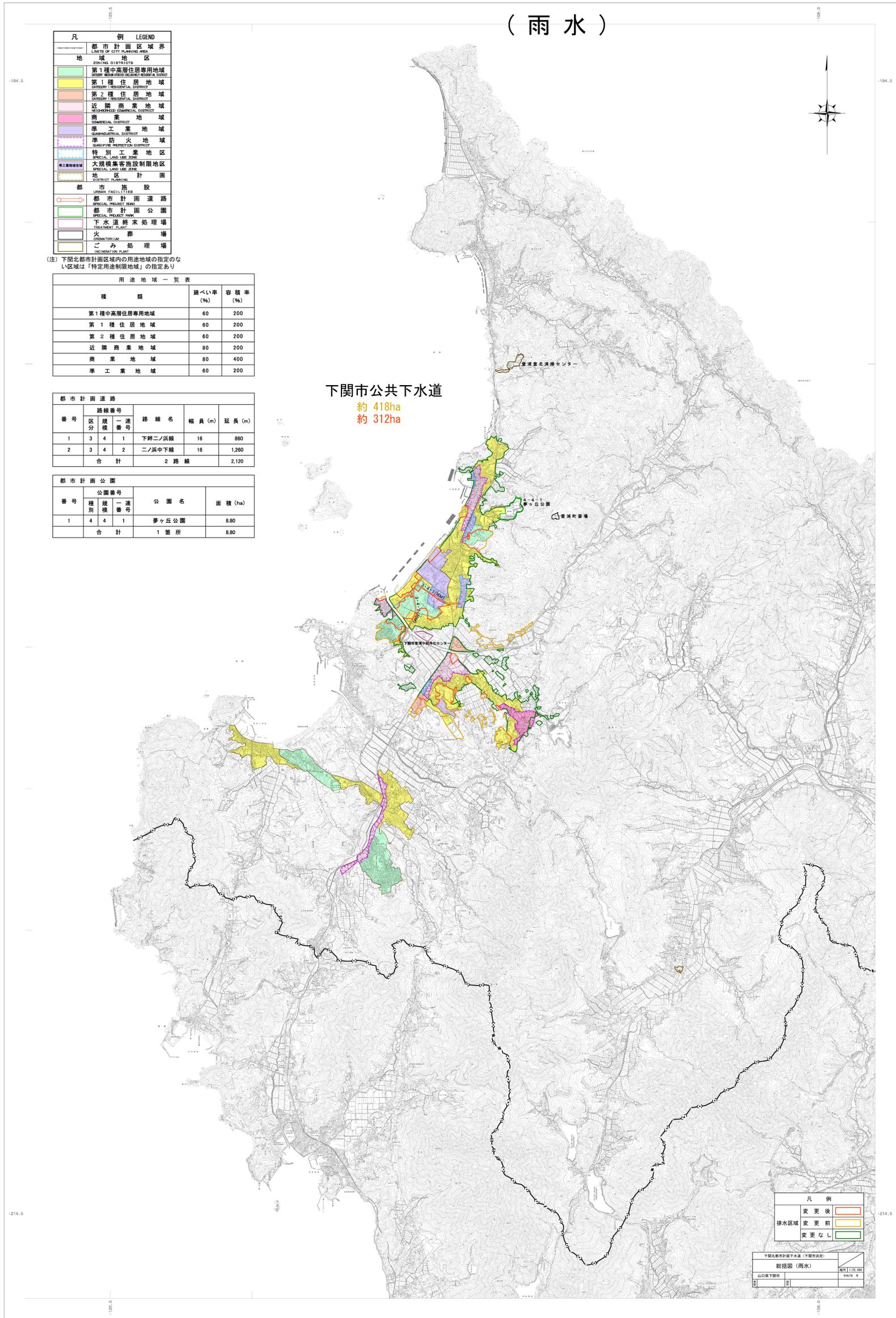
用途地域一覧表		
種別	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
第1種中高層住居専用地域	60	200
第1種住居地域	60	200
第2種住居地域	60	200
近隣商業地域	80	200
商業地域	80	400
準工業地域	60	200

都市計画道路						
番号	区分	路線番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)	
1	3	4	1	下関二ノ浜線	16	960
2	3	4	2	二ノ浜中下線	16	1,260
合計				2	2,120	

都市計画公園					
番号	種別	公園番号	公園名	面積 (ha)	
1	4	4	1	夢ヶ丘公園	8.80
合計				1箇所	8.80

下関市公共下水道

約 418ha
約 312ha



凡例	
	変更後
	変更前
	変更なし

下関北都市計画下水道 (下関市実況)	
総括図 (雨水)	縮尺 1:25,000
山口県下関市	令和5年 8月
製	計

株式会社
バスコ調製

令和五年二月
下関市

「この図面に表示する都市計画の位置および区域は、おおむねの場所を表示するものであり、詳細図は下関市都市整備部都市計画課に備え付けてあります。」



本図は平成22年3月作成の下関市基本図(1:2,500)を縮小編纂したものである。
 座標系 第11系「座標値は世界測地系に対応」
 等高線間隔 10m

「この図面は、国土庁製図長の承認を経て、同図用紙の測量標及び距離成果を用いて作成したものである。」
 (承認番号) 平21 中公 第138号